

議案書

令和4年度 真崎区自治会定期総会

日 時：令和5年3月26日（日）10時～

場 所：真崎コミュニティセンター

令和4年度 真崎区自治会定期総会議事次第

1.開催日時 : 令和5年3月26日(日) 10:00～

2.開催場所 : 真崎コミュニティセンター

3.挨拶 : 真崎区自治会長、地元選出村会議員

4.議案

1号議案 令和4年度 真崎区自治会事業報告

2号議案 令和4年度 収支決算書(一般会計)、(特別会計)

3号議案 真崎区自治会役員改選について

4号議案 令和5年度 真崎区自治会事業方針・計画(案)

5号議案 令和5年度 収支予算書(案)(一般会計)、(特別会計)

6号議案 真崎区自治会規約改定について

① 報告事項 令和5年度 資源物分別収集ステーションブロック別分担表

② 報告事項 真崎区自治会集会所の備品について

③ 報告事項 令和5年度 真崎区自主防災組織図

以上

令和4年度 真崎区自治会事業報告書

No	実 施	項 目	推進担当	備 考
1	5/21	・班長・副班長グループ別研修会 ・防犯パトロール総会（中止）	自治会	真崎コミセン （58名参加）
2	6/18、10/29	東海村クリーン作戦	生活・環境委員会	村内一斉実施（春と秋） 班（常会）より参加
3	6/18、8/20	・真崎古墳群整備作業 ・南斜面苗木植栽緑化保全事業	・広報文化委員会 ・自治会	・184名（91名＋93名） ・真崎古墳群南斜面（適宜）
4	7/21～8/12	ラジオ体操	自治会	延べ人数：1,247名 村小・コミセン・白根公園
5	8/20	自主防災活動（防災倉庫確認）	自治会 防犯・防災委員会	白根児童公園及び原電滝坂 （備品の起動確認と燃料更新）
6	8/11	東海村花火大会警備等の協力	・自治会 ・自主防犯パトロール隊	阿漕ヶ浦公園周辺
7	8/27	第15回真崎古墳行灯まつり	自治会	約1,000人の参加
8	10/25～	真崎区自治会カレンダー作製	自治会	3月配布
9	10/15	第7回真崎区健康ふれあい運動会	活力委員会	村松小学校 （235名参加）
10	10/22	自主防災活動（防災研修）	防犯・防災委員会	地区自治会と共同開催
11	2回/年	真崎区民親睦ゴルフ大会	活力委員会	
12	12/17	第3回真崎区史跡巡りウォーキング	活力委員会	村役場↔石神城址、願船寺 （52名参加）
13	1回/年	自治会報の編集	広報文化委員会	3月発行
14	1月	出初式への参加	自治会	各自治会の参加は無し
15	1/21	真崎区新春交流会	自治会	真崎コミセン （106名参加）
16	4回/月	資源物回収立会	生活・環境委員会	各班（常会）毎の対応
17	2回/月	防犯パトロール	防犯・防災委員会	
18	通年	集会所維持管理	自治会（集会所管理者）	
19	通年	児童公園管理	自治会	
20	通年	地区社協及び村民会議支援	自治会	
21	通年	自治会未加入者の入会促進	自治会	
①	自治会	新春交流会、正・副班長研修会、緑化保全事業、第15回真崎古墳行灯まつり、真崎区自治会 カレンダー作製など		
②	広報・文化委員会	古墳群整備作業、真崎区広報誌発行、ホームページ整備		
③	活力委員会	第7回健康ふれあい運動会、真崎区民親睦ゴルフ大会、第3回真崎区史跡巡りウォーキング		
④	防犯・防災委員会	防犯パトロール、防災訓練（地区自治会と共催）、自主防災倉庫の点検		
⑤	生活・環境委員会	資源物対応、クリーン作戦対応		
⑥	福祉委員会	高齢者対応支援、地区社協対応、ふれあい敬老会、世代間交流会支援		

令和4年度 真崎区自治会 収支決算書 (一般会計)

収入の部

(単位:円)

項 目	本年度予算額	決算額	比較増減	備 考
繰越金	365,657	365,657	0	R3年度繰越金
自治会費	412,200	415,200	3,000	691世帯×600円,2世帯×300円
受託業務協力金他	51,200	51,300	100	日赤協力金,社協推進費,児童公園管理費
単位自治会交付金	3,082,000	3,082,000	0	東海村より一括交付金
自治会からの補助金	0	0	0	特別会計から補助金
雑収入	8,943	114,983	106,040	利息,保険返金,行灯まつり売上げ
合 計	3,920,000	4,029,140	109,140	

支出の部

項 目	本年度予算額	決算額	比較増減	備 考
1.運営費	1,800,000	1,648,723	△ 151,277	
会議費	60,000	40,863	△ 19,137	総会,運営委員会,役員会等
助成金	120,000	120,000	0	まさき会,フレッシュ会,美咲会,かざぐるまの会,友愛クラブ,真崎の未来を考える会
活動費	10,000	10,000	0	児童公園管理費
福祉費	50,000	0	△ 50,000	高齢者対策(民生委員会議)
行動費	1,147,000	1,137,000	△ 10,000	自治会役員、班長行動費
慶弔費	30,000	27,000	△ 3,000	香典(9人)
事務費	40,000	37,210	△ 2,790	事務用品費等
広報費	110,000	25,310	△ 84,690	HP管理,真崎だより,カレンダー作成
自主防災活動費	10,000	10,000	0	自主防災会助成
集会所管理費	220,000	241,340	21,340	集会所管理費,火災保険等
予備費	3,000	0	△ 3,000	
2.事業費	2,120,000	2,170,092	50,092	
正副班長グループ研修会	120,000	51,358	△ 68,642	
地域交流会	850,000	1,019,942	169,942	真崎区運動会,各種スポーツ大会,各種団体,ボランティア参加者との交流会,ラジオ体操
真崎古墳行灯まつり	900,000	975,523	75,523	第15回真崎古墳行灯まつり
苗木植栽緑地保全	50,000	50,880	880	苗木植栽,維持管理
新春交流会	200,000	72,389	△ 127,611	真崎区民新春交流会
合 計	3,920,000	3,818,815	△ 101,185	

4,029,140(収入)－3,818,815円(支出)＝210,325円(次年度繰越金)

令和4年度 真崎区自治会 収支決算書 (特別会計)

資源物分別回収事業

収入の部

(単位 円)

年 月	項 目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	備考
4. 4. 1	前年度繰越金	4,967,721	4,967,721	0	令和3年度繰越金
4. 5	資源物等収集 報奨金	430,000	380,600	△ 49,400	3年度報奨金(3期分)
4. 9	資源物等収集 報奨金	400,000	383,400	△ 16,600	4年度報奨金(1期分)
5. 1	資源物等収集 報奨金	390,000	374,500	△ 15,500	4年度報奨金(2期分)
5. 2	雑収入	37	42	5	預金利息
	合 計	6,187,758	6,106,263	△ 81,495	

支出の部

(単位 円)

年 月	項 目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	備考
4. 4	3年度報奨金 還付	527,500	527,500	0	還付金基本割 班 5,000円×39 戸数 500円×665
4. 4	一般会計補助	0	0	0	事業活動費、集会所運営管 理費、補助他
4. 7 4. 12	消耗品費	20,000	6,574	△ 13,426	資源物分別集積所維持運営 備品購入他
5. 2	土地賃借費	63,000	63,000	0	資源物集積所賃借地代(3カ 所)
5. 2	備品	300,000	390,836	90,836	集会所機材費用 パソコン2台・テーブル6台 オープンレンジ・専用台
	合 計	910,500	987,910	77,410	

収入合計(6,106,263)－支出合計(987,910)＝次期繰越金(5,118,353)

資源物報奨金還付予算額

年 月 日	項 目	2年度実績	3年度実績	4年度決算額	備考
新年度4月 支出予定	報奨金還付	436,500	440,500	527,500	10月1日現在の世帯数 砂 岸会、広域班除く

会 計 監 査 報 告

令和4年度の真崎区自治会の会計報告について、規約第5章
第52条に基づき、一般会計及び特別会計の収支決算並びに
関係書類等を監査した結果、正当なものと認めます。

令和5年3月6日

監 事 植野重男



監 事 須藤利晴



真崎区自治会役員改選について

真崎区自治会規約第2章 第10条第1項に基づき、役員選考委員会において、次の役員を選出したので承認を得たい。

真崎区自治会長	今泉 謙二（サニータウン村松）	新任
真崎区副自治会長	友部 孝子（長月）	留任
真崎区副自治会長	石井 謙蔵（広域班 B）	新任
集会所管理者	柏原 文夫（サニータウン村松）	新任

任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日まで。

令和5年度 真崎区自治会事業方針

真崎区自治会長

今泉 謙二

1.目的

真崎区自治会（自治会）は、村松小学校学区内で活動する「真崎地区自治会」「真崎地区社会福祉協議会」「青少年育成東海村民会議村松支部」及び各種団体との協力・連携をもとに、会員相互のふれあいを深め、福祉や防犯・防災に努めつつ、皆で協力しないとできない地域コミュニティをとおして、この地に住んで良かったと思えるまちづくりを目的とします。

2.地域の現状

令和5年2月1日現在、真崎区人口 3,743 名（前年同月比+40）世帯数 1,744 世帯（+40）であり、自治会加入世帯数 688 世帯（前年同月比+1）、加入率 39.4%であることから、真崎区に新しい世帯が増えても、自治会加入世帯が伸びない状況です。

現在は、多様な価値観の中で、ネットコミュニティの出現により、かつての地域コミュニティに頼らなくても幸福感を得られる社会になりつつある一方で、特に子育て世代や高齢者世代においては、顔見知りや気軽に声掛けができる地域の存在が求められていることも地域の現状です。

3.目指す地域づくり

自治会は、多様化する個人のニーズを認めつつ、住民同士が支え合える地域づくりの重要性から、これまで積極的に交流行事を進めてきました。

このような中、2011年に発生した東日本大震災では、真崎コミュニティセンター（真崎コミセン）に不安を抱えた大勢の住民が避難されましたが、自治会や各種団体の協力・連携のもと、声を掛け合いながら寒さをしのぎ、空腹を満たすなど、見事に地域力を発揮した経験があります。

今後の自治会は、これまでの活動内容を取捨選択しつつ継続し、緑豊かな真崎古墳群が区民の憩いの場となるよう各種団体と共に推し進め、特に将来を担う子供達へふるさと意識を根付かせるような行事を提案しつつ、人のつながりを大切にしたい地域づくりを目指します。

4. 事業方針

自治会は、東海村自治基本条例に基づき、村と対等な立場でそれぞれの役割を担い、協働による魅力あるまちづくりを進めております。

自治会の事業方針は、緑豊かな環境のもとで、災害に強く、地域連携による助け合いのできる地域づくりを目指し、皆と共感し合い、共に認め合い、協力しながら創り上げる「共創・協創」を支えに、真崎区の将来を担う人づくりを中心とした事業を進めます。

(1) 自主防災対策

自然災害に備え、自主防災組織体制を整備し、担当する役割や防災資機材の維持管理を行います。

(2) 防犯・交通安全対策

犯罪の無い・交通事故の無い安心して住めるまちづくりのため、通学道路での立哨活動及び防犯パトロールに取り組みます。

(3) 資源物回収

家庭から廃棄される新聞紙、布、プラスチック、ペットボトル、ガラス瓶などの資源物は、再資源化の有効利用のために分別回収し、循環型社会への貢献に取り組みます。

(4) 環境整備

地域内の道路や公園等の清掃活動、クリーン作戦の実施、真崎古墳群の緑化保全事業を推進し、子供たちへのふるさと意識高揚に取り組みます。更に生活道路の補修・整備、或いは必要な街路灯の設置等に関する要望を受け、村へ陳情します。

(5) 真崎区内で活動する各種団体への支援

自治会活動の支えとなる各種団体を対象とした育成支援に取り組みます。

(6) 文化、交流活動

年代を超えた地域住民同士の交流を図るため、健康ふれあい運動会、夏休みラジオ体操、真崎古墳行灯まつり、真崎区史跡巡りウォーキング、新春交流会、真崎古墳群整備作業などを計画し、これらの活動内容を「真崎だより」「自治会カレンダー」に掲載します。

(7) 関係団体との連携

舟石川三区自治会、原子力機構荒谷台区自治会、真崎地区社会福祉協議会、青少年育成東海村民会議村松支部、村松小学校、東海中学校と連携し、地域活動の充実に努めます。

(8) 真崎区自治会集会所の利用促進

地域住民からの要望を受けながら、利用しやすい自治会集会所に努めます。

(9) 村松小学校コミュニティスクール（CS）への参加

地域住民が出来ることを村松小学校と連携し、地域の子供たちに役立つようなチャレンジをします。

5. 自治会加入の促進

現在の自治会は、行政への陳情や要望の他に、各種行事案内、地域の清掃、環境整備、世代間交流、高齢者支援、資源物回収、防災、防犯活動、災害時の助け合い、共同募金などに取り組み、住民が安心して暮らせる組織体制をもって活動しています。

今後は、各班長の協力を得ながら、自治会未加入世帯や新しく転居してきた方を対象に、「真崎だより」や「自治会カレンダー」などを用いて自治会活動を紹介し、同じ真崎区に暮らす仲間に理解して頂けるよう、自治会加入促進に取り組みます。

以上

令和5年度 真崎区自治会事業計画書（案）

No	実施	項目	推進担当	備考
1	5月	・班長・副班長グループ別研修 ・防犯パトロール総会	自治会	真崎区自治集会所
2	6月、10月	東海村クリーン作戦	生活・環境委員会	村内一斉実施（春と秋）
3	6月、8月	・真崎古墳群整備作業 ・南斜面緑化保全事業	・広報・文化委員会 ・自治会	・真崎古墳群 ・真崎古墳群南斜面（適宜）
4	7月末～8月末	ラジオ体操	自治会	・村松小学校・真崎コミセン ・白根児童公園
5	8月	自主防災活動（防災倉庫確認）	自治会 防犯・防災委員会	・白根児童の防災倉庫 ・原電滝坂の防災倉庫
6	8月	東海村花火大会警備等の協力	・自治会 ・自主防犯パトロール隊	阿漕ヶ浦公園周辺
7	8月	第16回真崎古墳行灯まつり	自治会	
8	9月	真崎区自治会カレンダー作製	自治会	12月配布
9	10月	第8回真崎区健康ふれあい運動会	活力委員会	村松小学校
10	10月	自主防災活動（防災研修）	防犯・防災委員会	地区自治会と共同開催
11	2回/年	真崎区民親睦ゴルフ大会	活力委員会	
12	12月	第4回真崎区史跡巡りウォーキング	活力委員会	真崎コミセン
13	1回/年	自治会報の編集	広報・文化委員会	2月末発行
14	1月	出初式への参加	自治会	東海文化センター
15	1月	真崎区新春交流会	自治会	真崎コミセン
16	4回/月	資源物回収立会	生活・環境委員会	各班（常会）毎の対応
17	2回/月	防犯パトロール	防犯・防災委員会	
18	通年	集会所維持管理	自治会（集会所管理者）	
19	通年	児童公園管理	自治会	
20	通年	地区社協及び村民会議支援	自治会	
21	通年	自治会未加入者の入会促進	自治会	

①	自治会	新春交流会、正・副班長研修会、緑化保全事業、第16回真崎古墳行灯まつり、真崎区自治会カレンダー作製など
②	広報・文化委員会	古墳群整備作業、真崎区広報誌発行、ホームページ整備
③	活力委員会	第8回健康ふれあい運動会、真崎区民親睦ゴルフ大会、第4回真崎区史跡巡りウォーキング
④	防犯・防災委員会	防犯パトロール、防災訓練（地区自治会と共催）、自主防災倉庫の点検
⑤	生活・環境委員会	資源物対応、クリーン作戦対応
⑥	福祉委員会	高齢者対応支援、地区社協対応、ふれあい敬老会、世代間交流会支援

令和5年度 真崎区自治会 収支予算書 (案) (一般会計)

収入の部

(単位:円)

項 目	前年度予算	本年度予算	比較増減	備 考
繰越金	365,657	210,325	△ 155,332	R4年度繰越金
自治会費	412,200	412,800	600	688世帯×600円
受託業務協力金他	51,200	51,300	100	日赤協力金,社協推進費,児童公園管理費
単位自治会交付金	3,082,000	3,085,000	3,000	東海村より一括交付金
自治会からの補助金	0	100,000	100,000	特別会計から補助金
雑収入	8,943	10,575	1,632	行灯祭り共催金、利息
合 計	3,920,000	3,870,000	△ 50,000	

支出の部

項 目	前年度予算額	本年度予算	比較増減	備 考
1.運営費	1,800,000	1,790,000	△ 10,000	
会議費	60,000	50,000	△ 10,000	総会,運営委員会,役員会等
助成金	120,000	140,000	20,000	まさき会,フレッシュ会,美咲会,かざぐるまの会,友愛クラブ,真崎の未来を考える会,村小おやじの会
活動費	10,000	10,000	0	児童公園管理費
福祉費	50,000	50,000	0	民生委員会議
行動費	1,147,000	1,137,000	△ 10,000	自治会役員、班長行動費
慶弔費	30,000	30,000	0	香典
事務費	40,000	30,000	△ 10,000	事務用品費等
広報費	110,000	110,000	0	真崎だより発行,HP運営,カレンダー作成
自主防災活動費	10,000	10,000	0	自主防災活動助成
集会所管理費	220,000	220,000	0	集会所管理費,火災保険等
予備費	3,000	3,000	0	
2.事業費	2,120,000	2,080,000	△ 40,000	
正副班長グループ研修会	120,000	100,000	△ 20,000	真崎区正副班長グループ研修会
地域交流会	850,000	850,000	0	真崎区運動会,各種スポーツ大会,各種団体,ボランティア参加者との交流会,夏季ラジオ体操
真崎古墳行灯まつり	900,000	900,000	0	第16回真崎古墳行灯まつり
苗木植栽緑地保全	50,000	30,000	△ 20,000	植栽苗木の維持管理
新春交流会	200,000	200,000	0	真崎区民新春交流会
合 計	3,920,000	3,870,000	△ 50,000	

令和5年度 真崎区自治会 収支予算書（案） （特別会計）

資源物分別回収事業

【収入の部】

（単位：円）

年 月	項 目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	備 考
令和5年4月	前年度繰越金	4,967,721	5,118,353	150,632	令和4年度繰越金
令和5年5月	資源物等収集 報奨金	430,000	380,000	△ 50,000	令和4年度報奨金（3期分）
令和5年9月	資源物等収集 報奨金	400,000	385,000	△ 15,000	令和5年度報奨金（1期分）
令和6年1月	資源物等収集 報奨金	390,000	375,000	△ 15,000	令和5年度報奨金（2期分）
令和6年2月	雑収入	37	647	610	預金利息等
	合 計	6,187,758	6,259,000	71,242	

【支出の部】

（単位：円）

年 月	項 目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	備 考
令和5年4月	令和4年度 報奨金還付	527,500	522,500	△ 5,000	基本割（R4.10.1現） 5,000円×38班 500円×665戸
令和5年4月	一般会計補助	0	100,000	100,000	集会所維持管理費 （清掃費、ごみ袋購入等）
令和5年12月	消耗品費	20,000	20,000	0	資源物分別立ち合いに 必要な備品購入等
令和6年2月	土地賃借費	63,000	63,000	0	資源物集積所 賃借地代（3カ所）
令和6年2月	備 品	300,000	300,000	0	集会所機材費用 （デジタル化の取入れ）
	合 計	910,500	1,005,500	95,000	

【資源物報奨金還付】

（単位：円）

前年度分報奨金を 新年度4月に還付	3年度実績	4年度実績	5年度予算額	備 考
	440,500	527,500	522,500	10月1日現在の世帯数分 （砂岸会、広域班を除く）

真崎市自治会規約 新旧対照表（案）

改 正 前（改正5 平成22年年3月28日）	改 正 後（改正6 令和5年3月●●日）	理 由
真崎市自治会規約 第1章 総 則 （目的） 第1条 この会は、行政区及び地域の各種団体との協力・連携のもとに、会員相互のふれあいを深め、福祉を増進し、地域環境の整備や防災などに努めるとともに、行政との協議・協力を進めつつ、住民のための、まちづくりを行うことを目的とする。 （名称） 第2条 この会は、真崎市自治会（以下「本会」という。）と称する。 （事務所） 第3条 本会の、主たる事務所は真崎市自治会集会所（東海村大字村松 865 番地）内に置く。 （事業） 第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 （1） 会員相互の親睦に関する事。。 （2） 身近な地域のまちづくりに関する事。。 （3） 防災及び生活環境整備に関する事。。 （4） 福祉の増進及び青少年健全育成に関する事。。 （5） 地域の各種団体及び行政との連絡調整に関する事。。 （6） 所有する資産及び施設の管理運営に関する事。。 （7） 地区自治会活動に関する事。。 （8） その他、本会の目的達成に必要な事業に関する事。。 （区域） 第5条 本会の区域は、東海村大字村松、大字白方、村松北2丁目の一部とする。 （会員） 第6条 本会に、一般会員と賛助会員を置く。 （1） 一般会員は真崎市区域の各班（常会）に加入し、第1条の目的を達成するため諸活動を行うもので、自治会に届け出たものとする。班の設置基準は別に定める。 （2） 賛助会員は真崎市区域内の事業主等で、第1条の目的に賛助し、自治会に届け出たものとする。 （入会） 第7条 本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者は班（常会）長をとおして会長に届け出	真崎市自治会規約 第1章 総 則 （目的） 第1条 この会は、行政区及び地域の各種団体との協力・連携のもとに、会員相互のふれあいを深め、福祉を増進し、地域環境の整備や防災などに努めるとともに、行政との協議・協力を進めつつ、住民のためのまちづくりを行うことを目的とする。 （名称） 第2条 この会は、真崎市自治会（以下「本会」という。）と称する。 （事務所） 第3条 本会の主たる事務所は、真崎市自治会集会所（東海村大字村松 865 番地）内に置く。 （事業） 第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 （1） 会員相互の親睦に関する事。。 （2） 身近な地域のまちづくりに関する事。。 （3） 防災及び生活環境整備に関する事。。 （4） 福祉の増進及び青少年健全育成に関する事。。 （5） 地域の各種団体及び行政との連絡調整に関する事。。 （6） 所有する資産及び施設の管理運営に関する事。。 （7） 地区自治会活動に関する事。。 （8） その他、本会の目的達成に必要な事業に関する事。。 （区域） 第5条 本会の区域は、東海村大字村松、大字白方、村松北2丁目の一部とする。 （会員） 第6条 本会に、一般会員と賛助会員を置く。 （1） 一般会員は真崎市区域の各班（常会）に加入し、第1条の目的を達成するため諸活動を行うもので、自治会に届け出たものとする。班の設置基準は別に定める。 （2） 賛助会員は真崎市区域内の事業主等で、第1条の目的に賛助し、自治会に届け出たものとする。 （入会） 第7条 本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者は班（常会）長をとおして会長に届け出	記載の見直し 記載の見直し

改正前 (改正5 平成22年年3月28日)	改正後 (改正6 令和5年3月●●日)	理由
るものとする。 2 会長は前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由がなくこれを拒んではならない。 3 会長は、当該区域に居住する自治会未加入者に対して、本会の趣旨を説明し、加入促進に努めるものとする。 (退会) 第8条 会員が次の各号の一つに該当する場合には退会したものとする。 (1) 第5条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。 (2) 本人より班(常会)長をとおして退会届が会長に提出された場合。 2 会員が死亡、又は失踪宣告をうけたときは、その資格を喪失する。 第2章 組 織 (役員) 第9条 本会に、次の役員を置く (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 書記長 1名 (4) 会計長 1名 (5) <u>グループリーダー</u> 2名 (6) 評議員 若干名 (7) 専門委員長 5名 (8) 集会所管理者 1名 (役員の選出) 第10条 役員を選出は、次のとおりとする。 (1) 会長・副会長・集会所管理者については、役員選考委員会において選出し、総会において承認を得る。 (2) 書記長・会計長・<u>グループリーダー</u>については、会長が評議員と協議選出し、会長が委嘱する。 (3) 評議員は、別に定める基準により選出し、会長が委嘱する。 (4) 専門委員長は委員の互選により選出し、会長が委嘱する。 (5) 第9条に定める役員は各々の他役員を兼務することも出来る。 (役員の任期) 第11条 役員の任期は、次のとおりとする。 (1) 会長・副会長・集会所管理者・書記長・会計長・<u>グループリーダー</u>・評議員及び専門委員長は2年とする。但し、再任は妨げない。 (2) 役員任期中に欠員が生じ、補充された場合前任者の残任期間とする。	るものとする。 2 会長は前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由がなくこれを拒んではならない。 3 会長は、当該区域に居住する自治会未加入者に対して、本会の趣旨を説明し、加入促進に努めるものとする。 (退会) 第8条 会員が次の各号の一つに該当する場合には退会したものとする。 (1) 第5条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。 (2) 本人より班(常会)長をとおして退会届が会長に提出された場合。 2 会員が死亡、又は失踪宣告をうけたときは、その資格を喪失する。 第2章 組 織 (役員) 第9条 本会に、次の役員を置く (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 書記長 1名 (4) 会計長 1名 (5) <u>評議員</u> 若干名 (6) <u>専門委員長</u> 5名 (7) <u>集会所管理者</u> 1名 (役員の選出) 第10条 役員を選出は、次のとおりとする。 (1) 会長・副会長・集会所管理者については、役員選考委員会において選出し、総会において承認を得る。 (2) 書記長・会計長については、会長が評議員と協議選出し、会長が委嘱する。 (3) 評議員は、別に定める細則に従い選出し、<u>総会において報告する。</u> (4) 専門委員長は委員の互選により選出し、会長が委嘱する。 (5) 第9条に定める役員は各々の他役員を兼務することも出来る。 (役員の任期) 第11条 役員の任期は、次のとおりとする。 (1) 会長・副会長・書記長・会計長・評議員・集会所管理者及び専門委員長は2年とする。但し、再任は妨げない。 (2) 役員任期中に欠員が生じ、補充された場合前任者の残任期間とする。	組織見直しによる削除 以下項番号の繰り上げ 組織見直しによる削除 記載の明確化 組織見直しによる削除

改 正 前（改正5 平成22年年3月28日）	改 正 後（改正6 令和5年3月●●日）	理 由
（役員の職務） 第12条 役員の職務は、次のとおりとする。 （1） 会長は会を代表して会の業務を総括する。 （2） 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。 （3） 集会所管理者は集会所の管理・運営に当たる。 （4） 書記長は会長の命を受け庶務を担当する。 （5） 会計長は会計事務を担当する。 （6） グループリーダーは会長の命を受けてグループ内の業務を総括し、地域活力部会を運営する。 （7） 評議員は会の運営に関し、会長の諮問に応じるとともに必要な事項について審議する。 （8） 専門委員長は会長の命を受けて専門委員会を運営する。 （役員選考委員会） 第13条 役員選考委員は、評議員があたり、役員改選時の3ヶ月を目途に設置する。 （1） 役員選考委員会には、委員の互選により正、副委員長を置く。 （2） 委員長は、選考の結果を総会において報告する。 （顧問、相談役の委嘱） 第14条 本会には、必要に応じて、顧問・相談役を置くことができる。 （1） 顧問、相談役は会長が委嘱する。 （2） 顧問、相談役は会長の要請に応じ会議で意見を述べることができる。 （班長及び事業主等の職務） 第15条 班長及び事業主等は組織の代表として、会長を通して自治会及び行政との連絡・調整等の業務を担当する。 （グループの編成） 第16条 本会の事業推進にあたって、真崎区域にグループを編成し活動することができる。グループの編成は別に定める。 （地域活力部会の設置） 第17条 <u>本会のグループに地域活力部会を置くことができる。</u> （地域活力部会員の選出） 第18条 <u>地域活力部会員は各グループの班長、役員及び地域の組織、団体に所属する者の中から会長が委嘱する。</u>	（役員の職務） 第12条 役員の職務は、次のとおりとする。 （1） 会長は会を代表して会の業務を総括する。 （2） 副会長は会長を補佐するとともに、<u>グループ内の職務を総括し</u>、会長に事故あるときはその職務を代行する。 （3） 集会所管理者は集会所の管理・運営に当たる。 （4） 書記長は会長の命を受け庶務を担当する。 （5） 会計長は会計事務を担当する。 （6） <u>評議員は会の運営に関し、会長の諮問に応じるとともに必要な事項について審議する。</u> （7） <u>専門委員長は会長の命を受けて専門委員会を運営する。</u> （役員選考委員会） 第13条 役員選考委員は、<u>書記長、会計長、評議員</u>があたり、役員改選時の3ヶ月前を目途に設置する。 （1） 役員選考委員会には、委員の互選により正、副委員長を置く。 （2） 委員長は、選考の結果を総会において報告する。 （顧問、相談役の委嘱） 第14条 本会には、必要に応じて、顧問・相談役を置くことができる。 （1） 顧問、相談役は会長が委嘱する。 （2） 顧問、相談役は会長の要請に応じ会議で意見を述べることができる。 （班長及び事業主等の職務） 第15条 班長及び事業主等は組織の代表として、会長を通して自治会及び行政との連絡・調整等の業務を担当する。 （グループの編成） 第16条 本会の事業推進にあたって、真崎区域にグループを編成し活動することができる。グループの編成は別に定める。	副会長の職務の見直し 組織見直しによる削除 項番号の繰り上げ 項番号の繰り上げ 評議委員会との明確な区別 各専門委員会が事業活動を展開しているため、実態に合わせた組織の見直し

改 正 前（改正 5 平成 22 年年 3 月 28 日）	改 正 後（改正 6 令和 5 年 3 月●●日）	理 由
<u>（地域活力部会員の任期）</u> 第 19 条 地域活力部会員（班長）の任期は、1 年としていずれも再任は妨げない。 <u>（地域活力部会員の職務）</u> 第 20 条 地域活力部会員は地域内の事業活動を活性化するため、事業の計画・立案を行うとともに、その事業を推進する。 <u>（地域活力部会長の選出）</u> 第 21 条 地域活力部会長は各グループのグループリーダーとする。 <u>（専門委員会の設置）</u> 第 22 条 本会及び各グループに専門委員会を置くことができる。 <u>（専門委員の選出）</u> 第 23 条 専門委員は各班、各種団体所属者及び地域の組織等に所属する者の中から役員会で選考し会長が委嘱する。 <u>（専門委員の任期）</u> 第 24 条 専門委員の任期は、次のとおりとする。 （1） 専門委員の任期は、2 年とする、但し、再任は妨げない。 （2） 任期中に欠員が生じ補充された場合の任期は前任者の残任期間とする。 <u>（専門委員の職務）</u> 第 25 条 専門委員は所属する専門委員会の活動内容を調査研究し、業務推進に当たる。 <u>（専門委員長選出）</u> 第 26 条 専門委員会に、委員長・副委員長を置くこととし、委員の互選により、各 1 名を選出する。 第 3 章 会 議 <u>（会議）</u> 第 27 条 本会の会議は総会、運営委員会、役員会、地域活力部会及び専門委員会とする。 <u>（総会の種別）</u> 第 28 条 本会の総会は、定期総会と臨時総会の 2 種とする。 <u>（総会の構成）</u> 第 29 条 総会は、役員、班長、専門委員及び代議員をもって構成する。 2 代議員は各班の後任班長とする。但し、班世帯数が 15 戸以上の場合は、1 名を	<u>（専門委員会の設置）</u> 第 17 条 第 4 条の事業を円滑に推進するため、本会に専門委員会を置くことができる。専門委員会の詳細は、細則に定める。 <u>（専門委員の選出）</u> 第 18 条 専門委員は各班、各種団体所属者及び地域の組織等に所属する者の中から役員会で選考し会長が委嘱する。 <u>（専門委員の任期）</u> 第 19 条 専門委員の任期は、次のとおりとする。 （1） 専門委員の任期は、2 年とする、但し、再任は妨げない。 （2） 任期中に欠員が生じ補充された場合の任期は前任者の残任期間とする。 <u>（専門委員の職務）</u> 第 20 条 専門委員は所属する専門委員会の活動内容を調査研究し、業務推進に当たる。 第 3 章 会 議 <u>（会議）</u> 第 21 条 本会の会議は総会、運営委員会、役員会及び専門委員会とする。 <u>（総会の種別）</u> 第 22 条 本会の総会は、定期総会と臨時総会の 2 種とする。 <u>（総会の構成）</u> 第 23 条 総会は、役員、班長、専門委員及び代議員をもって構成する。 2 代議員は各班の後任班長とする。但し、班世帯数が 15 戸以上の場合は、1 名を	設置目的の明確化 職務を細則に記載 以降条番号の繰り上げ 第 10 条と重複するため削除 組織見直しによる削除

改 正 前（改正 5 平成 22 年年 3 月 28 日）	改 正 後（改正 6 令和 5 年 3 月●●日）	理 由
追加する。 （総会の権能） 第 30 条 総会は、次の事項を議決する。 （1） 規約の改廃に関すること。 （2） 事業報告及び決算に関すること。 （3） 事業計画及び予算に関すること。 （4） その他本会の重要事項に関すること。 （総会の開催） 第 31 条 定期総会は、年 1 回開催する。 2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。 （1） 会長が必要と認めたとき。 （2） 運営委員会での議決があったとき。 （3） 全会員の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。 （4） <u>第 52 条</u>第 3 号の規定により会計監査から開催の請求があったとき。 （総会の招集） 第 32 条 総会は、会長が招集する。 2 会長は、前条第 2 項第 2 号および第 3 号並びに第 4 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。 （総会の議長） 第 33 条 総会の議長は、構成員の中から選出する。 （総会の定足数） 第 34 条 総会は構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することはできない。 （総会の議決） 第 35 条 総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 （総会の委任表決） 第 36 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない構成員は、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。 2 前項の場合における第 34 条および第 35 条の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。	追加する。 （総会の権能） 第 <u>24</u> 条 総会は、次の事項を議決する。 （1） 規約の改廃に関すること。 （2） 事業報告及び決算に関すること。 （3） 事業計画及び予算に関すること。 （4） その他本会の重要事項に関すること。 （総会の開催） 第 <u>25</u> 条 定期総会は、年 1 回開催する。 2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。 （1） 会長が必要と認めたとき。 （2） 運営委員会での議決があったとき。 （3） 全会員の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。 （4） <u>第 45 条</u>第 3 号の規定により会計監査員から開催の請求があったとき。 （総会の招集） 第 <u>26</u> 条 総会は、会長が招集する。 2 会長は、前条第 2 項第 2 号および第 3 号並びに第 4 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。 （総会の議長） 第 <u>27</u> 条 総会の議長は、構成員の中から選出する。 （総会の定足数） 第 <u>28</u> 条 総会は構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することはできない。 （総会の議決） 第 <u>29</u> 条 総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 （総会の委任表決） 第 <u>30</u> 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない構成員は、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。 2 前項の場合における第 <u>28 条</u>および第 <u>29 条</u>の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。	規定本文との整合 規定本文との整合

改 正 前（改正 5 平成 22 年年 3 月 28 日）	改 正 後（改正 6 令和 5 年 3 月●●日）	理 由
（総会の議事録） 第 37 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 （1） 日時及び場所 （2） 会員の現在数及び出席者数 （委任者を含む） （3） 開催目的、審議事項及び議決事項 （4） 議事の経過の概要及びその結果 （5） 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。 （運営委員会） 第 38 条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、役員及び班長を以って構成し、必要に応じ会長が招集し、議長となる。 （運営委員会の議決事項） 第 39 条 運営委員会は本<u>規則</u>に定めるもののほか、本会の運営に関する全ての事項を議決する。 （役員会） 第 40 条 役員会は本会の執行機関であり、役員をもって構成し必要に応じて会長が招集し、議長となる。 （地域活力部会） 第 41 条 <u>地域活力部会はグループ内活動の活性化等について審議、推進する。</u> <u>会議は必要に応じて専門委員長が招集し、議長となる。</u> （専門委員会） 第 42 条 専門委員会は各専門委員会毎の活動事項について審議、推進する。 会議は必要に応じて専門委員長が招集し、議長となる。 第 4 章 資産及び会計 （資産の構成） 第 43 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 （1） 別に定める財産目録記載の資産 （2） 会費 （3） 活動に伴う収入 （4） 資産から生じる果実 （5） その他の収入	（総会の議事録） 第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 （1） 日時及び場所 （2） 会員の現在数及び出席者数 （委任者を含む） （3） 開催目的、審議事項及び議決事項 （4） 議事の経過の概要及びその結果 （5） 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。 （運営委員会） 第 32 条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、役員及び班長を以って構成し、必要に応じ会長が招集し、議長となる。 （運営委員会の議決事項） 第 33 条 運営委員会は本<u>規約</u>に定めるもののほか、本会の運営に関する全ての事項を議決する。 （役員会） 第 34 条 役員会は本会の執行機関であり、役員をもって構成し必要に応じて会長が招集し、議長となる。 （専門委員会） 第 35 条 専門委員会は、<u>各</u>専門委員会の活動事項について審議、推進する。 会議は必要に応じて専門委員長が招集し、議長となる。 第 4 章 資産及び会計 （資産の構成） 第 36 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 （1） 別に定める財産目録記載の資産 （2） 会費 （3） 活動に伴う収入 （4） 資産から生じる果実 （5） その他の収入	記載の適正化 地域活力部会の削除 記載の適正化

改正前 (改正5 平成22年年3月28日)	改正後 (改正6 令和5年3月●●日)	理由
(資産の管理) 第44条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は運営委員会の議決よりこれを定める。 (資産の処分) 第45条 <u>本会の経費は、資産をもって支弁する。</u> (経費の支弁) 第46条 <u>本会の資産で第44条に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において出席者の4分の3以上の議決を要する。</u> (役員等の手当) 第47条 本会の役員等には、別に定める手当を支給することができる。 (会計年度) 第48条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。 (会費) 第49条 本会の<u>会費は班(常会)加入世帯当たり、別に定める会費を納入しなければならない。</u> 第5章 会計監査 (会計監査の選出) 第50条 本会に会計監査するため、会計監査員を2名置き、会長が委嘱する。 (会計監査の任期) 第51条 会計監査員の任期は、2年とする。 (会計監査員の職務) 第52条 会計監査員は次に掲げる職務を行う (1) 本会の会計及び資産の状況を監査し、総会に報告すること。 (2) 会計及び資産の状況について、不整の事実を発見したときはこれを総会に報告すること。 (3) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の開催を会長に請求することができる。 2 会計監査員は、運営委員会、役員会に出席して意見を述べることができる。 第6章 規約の変更及び解散	(資産の管理) 第37条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は運営委員会の議決よりこれを定める。 (資産の処分) 第38条 <u>本会の資産で第36条に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において出席者の4分の3以上の議決を要する。</u> (経費の支弁) 第39条 <u>本会の経費は、資産をもって支弁する。</u> (役員等の手当) 第40条 本会の役員等には、別に定める手当を支給することができる。 (会計年度) 第41条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。 (会費) 第42条 本会の<u>会員は、別に定める会費を納入しなければならない。</u> 第5章 会計監査 (<u>会計監査員</u>の選出) 第43条 本会に<u>会計監査を</u>するため、会計監査員を2名置き、会長が委嘱する<u>とともに総会に報告する。</u> (<u>会計監査員</u>の任期) 第44条 会計監査員の任期は、2年とする。<u>但し、再任を妨げない。</u> (会計監査員の職務) 第45条 会計監査員は次に掲げる職務を行う (1) 本会の会計及び資産の状況を監査し、総会に報告すること。 (2) 会計及び資産の状況について、不整の事実を発見したときはこれを総会に報告すること。 (3) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の開催を会長に請求することができる。 2 会計監査員は、運営委員会、役員会に出席して意見を述べることができる。 第6章 規約の変更及び解散	記載の適正化及び条番号との整合 記載の適正化 第6条に示す会員が対象 記載の適正化 実態に基づく記載の適正化 実態に基づく記載の適正化

改正前 (改正5 平成22年3月28日)	改正後 (改正6 令和5年3月●●日)	理由
(規約の変更) 第53条 この規約は、総会において出席した会員の4分の3以上の議決を得、かつ、東海村長の認可を受けなければ変更することができない。 (解散) 第54条 本会は、地方自治法第260条の20により解散する。 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会において出席した構成員の4分の3以上の承諾を得なければならない。 (残余財産の処分) 第55条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において出席した構成員の4分の3以上の承諾を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。 第7章 雑 則 (備付け帳簿及び書類) 第56条 本会の事務所には、規約、会員名簿、許可及び登記等に関する書類、総会、運営委員会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。 (細則等の制定) 第57条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は運営委員会の承認を得て、別に定めることができる。但し、制定事項は総会に報告しなければならない。 付 則 (1) この規約は平成18年4月1日に制定する。(但し、役員及び専門委員の任期については、19年度より施行するものとする。) (2) 昭和63年4月1日施行真崎区規約は平成18年3月31日を以って廃止する。 (3) 本規約は平成20年3月23日一部改正、平成20年4月1日より施行する。 (4) 本規約は平成22年3月28日一部改正、平成22年4月1日より施行する。	(規約の変更) 第46条 この規約は、総会において出席した会員の4分の3以上の議決を得、かつ、東海村長の認可を受けなければ変更することができない。 (解散) 第47条 本会は、地方自治法第260条の20により解散する。 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会において出席した構成員の4分の3以上の承諾を得なければならない。 (残余財産の処分) 第48条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において出席した構成員の4分の3以上の承諾を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。 第7章 雑 則 (備付け帳簿及び書類) 第49条 本会の事務所には、規約、会員名簿、許可及び登記等に関する書類、総会、運営委員会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。 (細則等の制定) 第50条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は運営委員会の承認を得て、別に定めることができる。但し、制定事項は総会に報告しなければならない。 付 則 (1) 昭和63年4月1日施行真崎区規約は、平成18年3月31日を以って廃止する。 (2) この規約は平成18年4月1日に制定する。(但し、役員及び専門委員の任期については、19年度より施行するものとする。) (3) 本規約は平成20年3月23日一部改正、平成20年4月1日より施行する。 (4) 本規約は平成22年3月28日一部改正、平成22年4月1日より施行する。 (5) 本規約は令和5年3月26日一部改正、令和5年4月1日より施行する。 <u>(地域活力部会及びグループリーダーの削除及び記載の適正化に伴う改正)</u>	旧規約廃止後に現規約制定の記載に変更 附則の追加

改正前（改正5 令和2年3月31日）	改正後（改正6 令和5年3月●●日）	理由
真 崎 区 自 治 会 規 約 細 則 1. 本会に加入する各班(常会)及び事業主の組織等について (1) 各班の構成は5戸以上とする。但し1世帯でも自治会加入を認め広域班として、組織し第1条の目的を達成する為に活動すること。 (2) 事業主等は事業所、アパート及び寮等の経営者などで、第1条の目的に賛同すること。 2. グループの編成について (1) 地域活性化推進の為、<u>真崎区域</u>を次の2グループに編成し活動する。 (イ) 第1グループ 雨澤・檜内西・檜内南・檜内東・サニータウン・新和・商栄・白根中・白根東・白根西・東・舘沼・長月・仲町・仲町2・入・砂岸会・サンガーデン・白根南 (ロ) 第2グループ 荒谷東・荒谷西・すみれ・日栄会・長畑・長畑2・荒谷台・荒谷台南・ヴィラ荒谷台・根崎・青葉・作内・滝坂・桃山・桃山第2・桃山第3・原電滝坂1・原電滝坂2・原電滝坂3・原電滝坂4・エレガンスヒル・広域班 (2) 第1・第2グループ事業の企画、運営等合同運営することも出来る。 3. 総会について 総会は毎年3月第4日曜日に開催する。 4. 評議員について <u>評議員は、第1グループリーダー、第2グループリーダー、及び各種団体等に選出を依頼し、会長が委嘱する。</u> 5. 専門委員会について (1) 本会に次の専門委員会を置く。 (2) 広報・文化委員会 (広報・芸術・スポーツ・歴史研究・生涯学習等) (3) 活力委員会 (親睦・仲間作り・ボランティア育成・住民自治等) (4) 防犯・防災委員会 (地域防犯・防災・交通安全・原子力安全等) (5) 生活・環境委員会 (生活環境整備・快適・安心の地域作りごみ対策等) (6) 福祉委員会 (高齢者・児童福祉・地域福祉・青少年健全育成等)	真 崎 区 自 治 会 規 約 細 則 1. 本会に加入する各班(常会)及び事業主の組織等について (1) 各班の構成は5戸以上とする。但し1世帯でも自治会加入を認め広域班として、組織し第1条の目的を達成する為に活動する<u>ものとする。</u> (2) 事業主等は事業所、アパート及び寮等の経営者などで、第1条の目的に賛同する<u>ものとする。</u> 2. グループの編成について (1) 地域活性化推進の為、<u>真崎区自治会に属する班（常会）</u>を次の2グループに編成し活動する。 (イ) 第1グループ 雨澤・檜内西・檜内南・檜内東・サニータウン・新和・商栄・白根中・白根東・白根西・東・舘沼・長月・仲町・仲町2・入・砂岸会・サンガーデン・白根南 (ロ) 第2グループ 荒谷東・荒谷西・すみれ・日栄会・長畑・長畑2・荒谷台・荒谷台南・ヴィラ荒谷台・根崎・青葉・滝坂・桃山・桃山第2・桃山第3・原電滝坂1・原電滝坂2・原電滝坂3・原電滝坂4・エレガンスヒル・広域班 (2) 第1・第2グループ事業の企画、運営等合同運営する<u>ことが</u>出来る。 3. 総会について 総会は毎年3月第4日曜日に開催する。 4. 評議員の<u>選出</u>について <u>評議員の選出については、会長が副会長及び各種団体等に選出を依頼し、選出された会員から、会長及び副会長が協議し、若干名を選出する。</u> 5. 専門委員会について <u>本会に次に示す5つの専門委員会を置く。</u> <u>(1) 広報・文化委員会 (広報・芸術・スポーツ・歴史研究・生涯学習等)</u> <u>(2) 活力委員会 (親睦・仲間作り・ボランティア育成・住民自治等)</u> <u>(3) 防犯・防災委員会 (地域防犯・防災・交通安全・原子力安全等)</u> <u>(4) 生活・環境委員会 (生活環境整備・快適・安心の地域作りごみ対策等)</u> <u>(5) 福祉委員会 (高齢者・児童福祉・地域福祉・青少年健全育成等)</u> <u>(イ)専門委員は所属する専門委員会の活動目的を達せられるよう、職務に当たる。</u>	記載の見直し 記載の見直し 記載の見直し 構成戸数が5戸未満のため 記載の見直し 記載の明確化 記載の明確化 記載の見直し 項番号の繰り上げ 職務の明確化

改 正 前 (改正5 令和2年3月31日)	改 正 後 (改正6 令和5年3月●●日)	理 由																												
6. 行動費 本会の次の役員等に手当を支給する。但し、手当は、東海村からの一括交付金を充てる。 <table><tr><td>(1) 自治会長</td><td>年額 350,000 円</td></tr><tr><td>(2) 副自治会長</td><td>年額 <u>50,000 円</u></td></tr><tr><td>(3) 集会所管理者</td><td>年額 57,000 円</td></tr><tr><td>(4) 書記長、会計長</td><td>年額 30,000 円</td></tr><tr><td>(5) <u>グループリーダー、</u>評議員、専門委員長、</td><td>年額 10,000 円</td></tr><tr><td>(6) 班長</td><td>年額 10,000 円</td></tr><tr><td>(7) 防火管理者</td><td>年額 10,000 円</td></tr></table> 7. 各種団体又は同好会への活動助成金について (1) 各種団体とは真崎区住民で結成された団体又は、同好会で自治会に登録申請、会長又は役員会で承認許可された団体<u>を云う。</u> (2) <u>各種団体に対して自治会が主催する事業又は活動への支援協力要請に対し積極的に協力しその成果が大であると会長又は役員会が認めた団体又は同好会に事業年度1回に限り活動助成金を支給する。</u> (3) <u>各種団体とは、かざぐるまの会・まさき会・美咲会・フレッシュ会・盆栽会・子供会育成会・友愛クラブ・真崎の未来を考える会を云う。</u> (4) <u>活動協力助成金は一団体年 20,000 円とする。</u> 8. 会費 (1) 1世帯あたり 600 円/年とする (2) 但し、10月1日以降入会の場合 300 円とする (3) 年度途中の退会の場合、納付した会費は返納しないものとする。 9. その他 (1) 自治会登録世帯の代表者が死亡した場合は自治会長が葬儀に参列する。香典は 3,000 円とし、会費より支出する。 (2) 上記以外に自治会又は関連の功労者が死亡した場合は香典又は花輪代等支出を会長<u>(正副)</u>の判断に一任する。 (3) 真崎区自治会組織図(附图)	(1) 自治会長	年額 350,000 円	(2) 副自治会長	年額 <u>50,000 円</u>	(3) 集会所管理者	年額 57,000 円	(4) 書記長、会計長	年額 30,000 円	(5) <u>グループリーダー、</u> 評議員、専門委員長、	年額 10,000 円	(6) 班長	年額 10,000 円	(7) 防火管理者	年額 10,000 円	<u>(ロ)専門委員会は、専門委員会毎の活動事項について適時審議する。会議は、必要に応じて専門委員長が招集し、議長にあたる。</u> <u>(ハ)専門委員長は、専門委員会で審議した内容を役員会へ報告する。</u> 6. 行動費 本会の次の役員等に手当を支給する。但し、手当は、東海村からの一括交付金を充てる。 <table><tr><td>(1) 自治会長</td><td>年額 350,000 円</td></tr><tr><td>(2) 副自治会長</td><td>年額 <u>60,000 円</u></td></tr><tr><td>(3) 集会所管理者</td><td>年額 57,000 円</td></tr><tr><td>(4) 書記長、会計長</td><td>年額 30,000 円</td></tr><tr><td>(5) 評議員、専門委員長</td><td>年額 10,000 円</td></tr><tr><td>(6) 班長</td><td>年額 10,000 円</td></tr><tr><td>(7) 防火管理者</td><td>年額 10,000 円</td></tr></table> 7. 各種団体又は同好会への活動助成金について (1) 各種団体とは、真崎区住民で結成された団体又は、同好会で自治会に登録<u>を申請し、</u>会長又は役員会で承認許可された団体とする。 (2) 自治会が主催する事業又は活動への支援協力要請に対し積極的に協力し、その成果が大であると会長又は役員会が認めた各種団体（※）又は同好会には、事業年度1回に限り活動助成金を支給する。 (3)活動協力助成金は、<u>一団体当たり</u>年 20,000 円とする。 <u>※各種団体：かざぐるまの会・まさき会・美咲会・フレッシュ会・友愛クラブ・真崎の未来を考える会・村小おやじの会</u> 8. 会費 (1) 1世帯あたり 600 円/年とする (2) 但し、10月1日以降入会の場合 300 円とする (3) 年度途中の退会の場合、納付した会費は返納しないものとする。 9. その他 (1) 自治会登録世帯の代表者が死亡した場合は、自治会長が葬儀に参列する。香典は 3,000 円とし、会費より支出する。 (2) 上記以外に自治会又は関連の功労者が死亡した場合は、<u>香典又は花輪代等を慶弔費より支出する。支出については、会長及び副会長の判断に一任する。</u> (3) 真崎区自治会組織図(附图)	(1) 自治会長	年額 350,000 円	(2) 副自治会長	年額 <u>60,000 円</u>	(3) 集会所管理者	年額 57,000 円	(4) 書記長、会計長	年額 30,000 円	(5) 評議員、専門委員長	年額 10,000 円	(6) 班長	年額 10,000 円	(7) 防火管理者	年額 10,000 円	職務見直しによる変更 組織見直しによる削除 記載の見直し 記載の見直し 記載構成の見直し 記載の見直し 各種団体の削除及び追加 記載の明確化
(1) 自治会長	年額 350,000 円																													
(2) 副自治会長	年額 <u>50,000 円</u>																													
(3) 集会所管理者	年額 57,000 円																													
(4) 書記長、会計長	年額 30,000 円																													
(5) <u>グループリーダー、</u> 評議員、専門委員長、	年額 10,000 円																													
(6) 班長	年額 10,000 円																													
(7) 防火管理者	年額 10,000 円																													
(1) 自治会長	年額 350,000 円																													
(2) 副自治会長	年額 <u>60,000 円</u>																													
(3) 集会所管理者	年額 57,000 円																													
(4) 書記長、会計長	年額 30,000 円																													
(5) 評議員、専門委員長	年額 10,000 円																													
(6) 班長	年額 10,000 円																													
(7) 防火管理者	年額 10,000 円																													

改正前 (改正5 令和2年3月31日)	改正後 (改正6 令和5年3月●●日)	理由
付則 本細則は平成26年3月16日一部改正、平成26年4月1日より施行する。 本細則は平成28年3月20日一部改正、平成28年4月1日より施行する。 本細則は平成29年3月26日一部改正、平成29年4月1日より施行する。 本細則は平成30年3月25日一部改正、平成30年4月1日より施行する。 本細則は令和2年3月31日一部改正、令和2年4月1日より施行する。	付則 本細則は平成26年3月16日一部改正、平成26年4月1日より施行する。 本細則は平成28年3月20日一部改正、平成28年4月1日より施行する。 本細則は平成29年3月26日一部改正、平成29年4月1日より施行する。 本細則は平成30年3月25日一部改正、平成30年4月1日より施行する。 本細則は令和2年3月31日一部改正、令和2年4月1日より施行する。 <u>(若葉常会の脱会及び記載の見直しに伴う改正)</u> <u>本細則は令和5年3月● 日一部改正、令和5年4月1日より施行する。</u> <u>(地域活力部会及びグループリーダーの削除に伴う改正)</u>	改定概要の追加 附則の追加

改正前 (改正5 令和2年3月31日)	改正後 (改正6 令和5年3月●●日)	理由
附図―1 真崎区自治会組織図 運営に係る会議 (1) 総会 (代議員制) (2) 役員会 (会長・副会長・書記長・会計長・評議員・集会所管理者 グループリーダー・各種専門委員長) (3) 評議員会 (評議員・書記長・会計長) (4) 運営委員会 (役員・班長) (5) 地域活力部会 (グループリーダー・班長他) (6) 専門委員会 (各専門委員)	附図 真崎区自治会組織図 運営に係る会議 (1) 総会 (代議員制) (2) 役員会 (会長・副会長・書記長・会計長・評議員・集会所管理者 ・各種専門委員長) (3) 評議委員会 (評議員) (4) 役員選考委員会 (書記長・会計長・評議員) (5) 運営委員会 (役員・班長) (6) 専門委員会 (各専門委員)	附図は1つのため適正化 組織体制の見直し 組織体制の見直し 表記の変更 組織見直しによる削除 記載の見直し 盆栽会、子供会育成会は脱会に伴い削除 村小おやじの会を追加 組織見直しによる削除 記載の明確化 本文との整合を図り追加 項番号の繰り下げ 組織見直しによる削除

令和5年度 資源物分別収集ステーションブロック別分担表

令和5年度 東海村資源物収集日割表は下記の通り

5年（月） 4月 3・10・17・24日	（月） 7月 3・10・◎17・24日	（月） 10月 2・◎9・16・23日	6年（木） 1月 4・11・18・25日
（月） 5月 1・8・15・22日	（火） 8月 1・8・15・22日	（水） 11月 1・8・15・22日	（木） 2月 1・8・15・22日
（木） 6月 1・8・15・22日	（金） 9月 1・8・15・22日	（金） 12月 1・8・15・22日	（金） 3月 1・8・15・22日

- ① 収集日は月4回です。該当担当班は月4回の担当となり、開始時間前に回収容器等の準備を行い、終了時に分別状況の確認願います。
- ② 資源物は、当日朝7時00分から8時30分までに出してください。なお、担当班は、管理上問題がなければ開始前と終了時の対応を願います。
- ③ ◎表示の日は、祝日又は振替休日ですが、収集業務は行われます。
- ④ 対象戸数は、令和5年4月時点です。

Aブロック 集積場所 白根児童公園			Bブロック 集積場所 真崎集会所			Cブロック 集積場所 荒谷台(日勝建設前)			Dブロック 集積場所 桃山			Eブロック 集積場所 原電滝坂内			Fブロック 集積場所 荒谷		
順番	班名(常会)	戸数	順番	班名(常会)	戸数	順番	班名(常会)	戸数	順番	班名(常会)	戸数	順番	班名(常会)	戸数	順番	班名(常会)	戸数
4月	館沼班	10	4月	仲町第2班	17	4月	ウイ荒谷台班	12	4月	桃山第3班	16	4月	原電滝坂2	60	4月	エレガンスヒル	39
5月	長月班	8	5月	雨澤班	8	5月	滝坂班	27	5月	根崎班	38	5月	原電滝坂3	48	5月	荒谷東班	17
6月	仲町班	10	6月	サンガーデン	10	6月	日栄班	15	6月	桃山班	19	6月	原電滝坂4	15	6月	青葉班	19
7月	白根東班	14	7月	サニータウン村松	8	7月	長畑第2班	15	7月	桃山第2班	13	7月	原電滝坂1	10	7月	荒谷西班	16
8月	白根中班	14	8月	白根西班	29	8月	長畑班	19	8月	荒谷台班	14	8月	原電滝坂2	*	8月	エレガンスヒル	*
9月	新和班	7	9月	桧内東班	15	9月	すみれ班	9	9月	荒谷台南班	8	9月	原電滝坂3	*	9月	荒谷東班	*
10月	白根南班	7	10月	桧内南班	26	10月	ウイ荒谷台班	*	10月	桃山第3班	*	10月	原電滝坂4	*	10月	青葉班	*
11月	商栄班	7	11月	桧内西班	14	11月	滝坂班	*	11月	根崎班	*	11月	原電滝坂1	*	11月	荒谷西班	*
12月	館沼班	*	12月	入班	11	12月	日栄班	*	12月	桃山班	*	12月	原電滝坂2	*	12月	エレガンスヒル	*
1月	長月班	*	1月	東班	14	1月	長畑第2班	*	1月	桃山第2班	*	1月	原電滝坂3	*	1月	荒谷東班	*
2月	仲町班	*	2月	仲町第2班	*	2月	長畑班	*	2月	荒谷台班	*	2月	原電滝坂4	*	2月	青葉班	*
3月	白根東班	*	3月	雨澤班	*	3月	すみれ班	*	3月	根崎班	*	3月	原電滝坂1	*	3月	荒谷西班	*
		77			152			97			108			133			96

総戸数663(戸)

資源物分別収集ステーション荒谷台（日勝建設前）

利用者各位

資源物分別収集容器の配置についてのお願い

いつも、資源物分別収集ステーションを清潔にご利用頂きありがとうございます。

今般、本ステーションにおいては、「勝木田下の内線」の開通が原因と思われる交通量の増加現象が発生しております。

資源物分別収集容器を配置される際には、なるべく
道路側が広くなるよう配置してください。
（写真参照）

また、利用される皆様は、資源ゴミを出される際には、
交通事故に十分ご注意下さい。

ご協力よろしくお願い致します。





資源物回収日（1/18、2/1）に出された可燃ごみ

その都度処置



粗大物回収日（8/2）に出されたテレビ



自治会で対応（10/29）

真崎区自治会集会所の備品について



(集会所テーブル：6台)



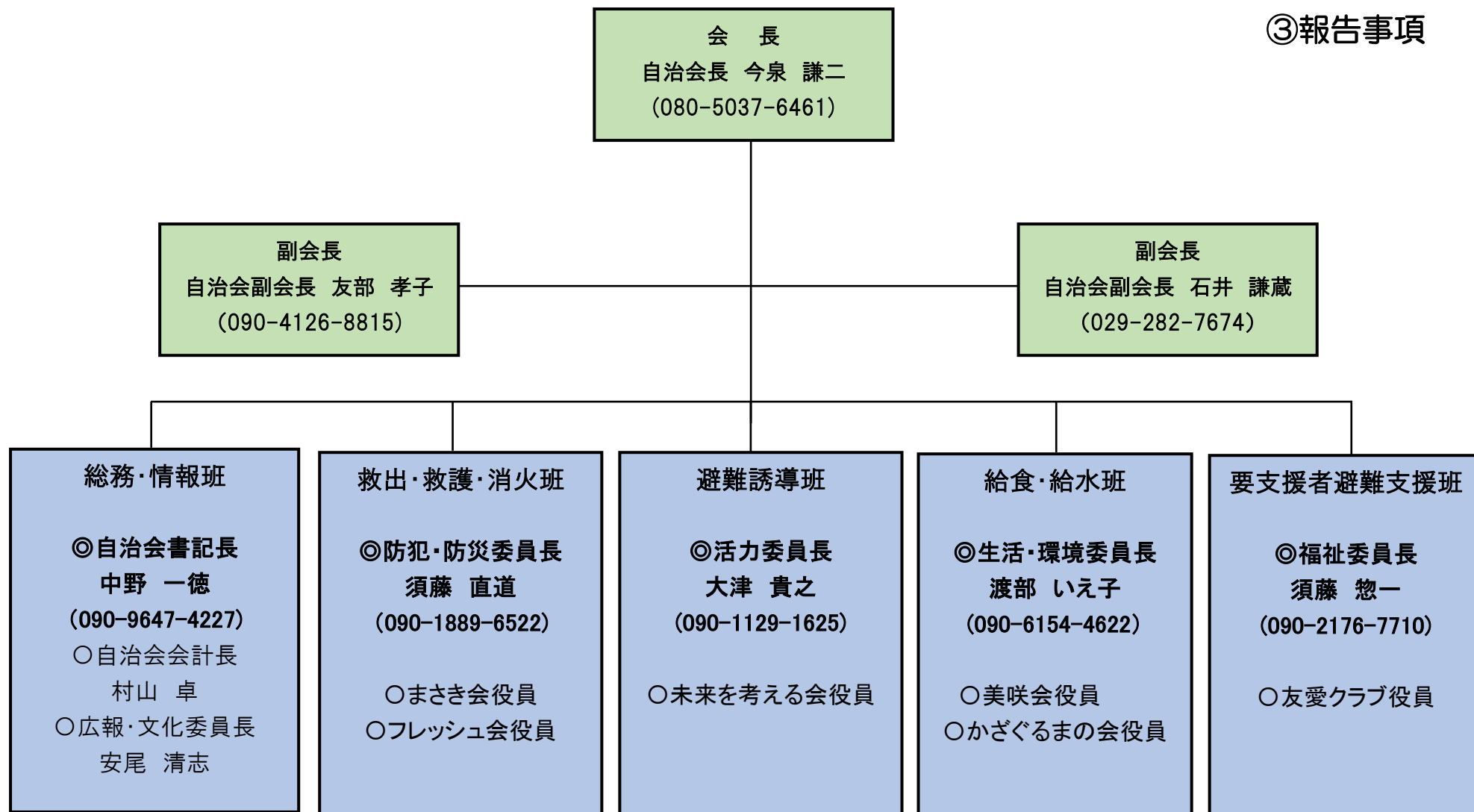
(富士通 FMV AH50/G2：2台)



(東芝石窯ドーム ER-XD3000)



(ニトリのレンジ台)



【防災倉庫の鍵所持者】

- ①白根公園防災倉庫: 今泉会長(080-5037-6461)、須藤防犯防災委員長(090-1889-6522)、須藤福祉委員長(090-2176-7710)
- ②原電滝坂防災倉庫: 今泉会長(080-5037-6461)、石井副会長(029-282-7674)、須藤防犯防災委員長(090-1889-6522)

別図 2 真崎区自治会 自主防災組織・組織図